

[検討事項] □議会報告会の実施

1. 考え方について

議会は、市民との信頼関係を確保するため、市民への説明責任を果たし、議会活動や市政に関する情報を市民と共有しなければならない。

そのため、議会は、自らが地域に出向き、直接市民に対し、議会で行われた議案等の審査における議論の経過や審査結果等の内容について報告する議会報告会を開催する。

2. 福島市議会の状況

未実施

3. 参考条文、参考事例等

○伊賀市 第 7 条（議会報告会）

議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

【解説】第 6 条第 4 項に定めている「市民との意見交換の場」の 1 つとして議会報告会を設けることを義務化し、明文化した。市民からの要請ではなく、積極的に出向いての議会報告会としている。

○四日市市 第 23 条（報告会等）

議会は、議会活動について市民等に対し報告等を行う場（以下、本条において「報告会等」という。）を設け、情報提供及び情報共有に努めなければならない。

【解説】議会活動や市政に関する情報を共有するため、議会自らが地域に出向き、直接議会活動についての報告を行うことを定めている。議案の審査における議論の経過や審査結果など、議会としての考え方を報告するとともに、それに対する意見を伺うことで、議会運営や市政発展への参考にする。

○上越市 第 9 条（議会報告会）

1 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議及び審査の内容について報告する議会報告会を開催しなければならない。

【解説】市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保するため、議会は、自らが地域に出向き、直接市民に対し議案等の審査結果等を報告する議会報告会を開催することを義務として定めたものである。

○多摩市 第 5 条（情報共有と市民意見の把握）

議会は、市民に対する説明責任を果たさなければなりません。

3 議会は、市民の多様な意見を把握し、意思決定に反映させるため、次に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。

(1) 議会報告会及び意見交換会の実施 (2) パブリックコメントの実施 (3) アンケート調査等の実施

【解説】「議会報告会」は、市議会として市議会での審議等の結果を市民に対して報告するとともに、市政全般にわたる市民の意見を把握するために実施する。